○神奈川県町村情報システム共同事業組合条例等の 公布に関する条例

> (平成23年4月1日) 条例 第1号

改正 平成29年2月24日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づ き、条例等の公布に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

- 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。
- 2 条例の公布は、別表の掲示板に掲示して行う。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

- 第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。
- 2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公布等)

- 第5条 第2条の規定は、管理者以外の組合の機関の定める規則で公布を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。
- 2 前項の規定は、管理者以外の組合の機関の定める規程で公表を要するもの に準用する。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成 29 年 2 月 24 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

名称	所在地
神奈川自治会館掲示板	神奈川県横浜市中区山下町75番地